

五條市家族介護用品（紙おむつ等）給付事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者を介護している家族等の負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の居宅生活の継続、向上を図るために介護用品（紙おむつ等）を給付することについて必要なことを定めるものとする。

（給付資格者）

第2条 家族介護用品（紙おむつ等）の給付の資格を有する者（以下「給付資格者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された市区町村 民税非課税の世帯の在宅高齢者を介護している家族とする。

（給付申請）

第3条 家族介護用品（紙おむつ等）の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家族介護用品（紙おむつ等）の給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（給付決定）

第4条 市長は前条の申請があったときは、必要な審査及び調査をし、給付の適否を決定し、家族介護用品（紙おむつ等）給付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（給付用品及び内容）

第5条 給付する家族介護用品（紙おむつ等）は、次の各号にあげるものとする。

- 1 フラットタイプ紙おむつ（月120枚）、パンツタイプ紙おむつ（月60枚）、リハビリタイプ紙おむつ（月30枚）、尿取りタイプ（月240枚）のうち1タイプ
- 2 おむつカバー（年2枚）

（給付方法）

第6条 家族介護用品（紙おむつ等）は、市長が定める方法により、給付決定を受けた者（以下「受給者」という。）に直接給付するものとする。

（転居の届出）

第7条 受給者は、転居したときは、速やかに家族介護用品（紙おむつ等）受給者転居届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(受給資格の喪失)

第8条 受給者は、第2条の要件に該当しなくなったとき又は要介護者が死亡した場合は、家族介護用品（紙おむつ等）受給者資格喪失届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(職権による処理)

第9条 市長は、届出のない資格喪失者の把握に努め、前2条の届出を職権により処理することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 施行期日

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

2 申請の省略

この事業の施行の日において、既に、奈良県ねたきり老人紙おむつ等給付事業実施要綱の規定により給付を受けている者のうち、この要綱第2条に該当する給付資格者については、第4条の規定による給付決定を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。